

公示第2号

沼津港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定について

沼津港における関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定による船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を、下記のように指定したので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成17年4月1日

清水税関支署長 山本 浩

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(1) 北1号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(2) 東2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁

2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所 在 地	備 考
(1)北1号岸壁	沼津市本字千本1905-43	
(2)東2号岸壁	沼津市本字千本1905-71	

(注)「場所の名称」は、港湾管理者が公示したもの又は企業により港湾管理者あてに届出たものである。